平成２７年（フ）第１５４号
東京都東村山市本町４丁目４－９－310
債務者　宇佐美貞夫
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５号
東京都葛飾区白鳥４丁目14―18―205
債務者　村瀬　陽司
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８号
東京都北区豊島３丁目７－20―210
債務者　吉田　雅人
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５号
東京都葛飾区奥戸２丁目８－10―310
債務者　高橋　晴行
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７号
東京都杉並区堀ノ内３丁目49―19―610
債務者　猪野　宗久
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６８号
千葉県千葉市中央区神明町26―３　ハートピア故郷苑、住民票上の住所東京都墨田区亀沢２丁目20―12―106
債務者　宮森　武也
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９号
東京都足立区千住河原町23―８
債務者　北畠　節子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１号
東京都世田谷区野毛１丁目５－13　第２ハイツ谷沢203
債務者　西舘千恵美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７３号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地　３－２－209
債務者　奥村　里美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７６号
東京都世田谷区成城２丁目38―３　ＴＯＰ成城学園第２―116
債務者　岩村　健治
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１号
北海道旭川市台場２条５丁目５番７号
債務者　土田　美和
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５７号
東京都町田市本町田853番地６フローラル矢澤101
債務者　星　　陽
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９８７号
神奈川県大和市桜森２丁目５番３号　カンフィー桜森102号
債務者　懸川　祐二
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８３号
横浜市神奈川区三ツ沢上町１番３号　エトール21―203号
債務者　松田　晋也
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０９３号
横浜市港南区東永谷３丁目54番５号
債務者　尾形　祐信
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部